

セツトバックした電柱の移設費用は

答 電柱移設の町負担は考えていない



問 建築行為によるセツトバックした後の電柱の移設費用について問う。仮にセツトバックした後で、その部分の土地を町に寄贈した場合はどうか。

まちづくり振興課長 電柱移設を町が負担することは考えていない。セツトバックした部分の用地を道路用地として町に帰属した場合、道路用地からの電柱をセツトバックした町の用地にまた移設する形になるので、管理者側として電柱設置者と協議した上で、移設については可能ではないかと協議を行っていきたいと考えている。



セツトバックした後の電柱

問 建築によってセツトバックして、道幅4メートルを確保するという目的でセツトバックしているわけだから、セツトバックによって浮いた電柱の移動を町として積極的に電柱の持ち主に勧告してほしいがどうか。



金城 憲治 議員

まちづくり振興課長 こういった安全上支障になっているものに対しては、その都度現場を確認して、支障になっているものに対しては、設置者のほうに移設するように指導していく。

問 狹隘道路の整備について、国や県から助成金や交付金などはあるか。

まちづくり振興課長 社会資本総合整備交付金の中に、狹隘道路整備事業、促進事業というメニューがある。

問 その整備事業について、

本町として活用する事業を検討したことがあるか。

まちづくり振興課長 現時点では、狹隘道路の整備促進事業について検討したことはないが、県内の自治体等を調査研究しながら、今後どういった場合にこの補助メニューが適用できるかも含め、調査研究をしていく。

本町の防災対策を問う

問 仮に大規模災害が発生し、災害救助法の適用を申請する場合、県から問い合わせがあるか。

総務課長 基本的には県から、その要求の可否について町に連絡が来るが、仮に県から連絡がない場合には、町から県に災害救助法の対応として連絡することは可能となっている。